

4. 研究支援員制度の改正・運用の改善（平成 22 年度以降）

研究支援員制度については、平成 21 年度までは、「女性研究支援モデル育成支援事業」による経費で研究支援員の雇用経費を賄っていたが、平成 22 年度からは、大阪大学独自の予算で継続することとなった。平成 22 年度・23 年度予算については全学強化経費として、また平成 24 年度については戦略的経費として、大学独自予算で所要経費を確保した。

本制度について、平成 22 年度に向けて次のような改革を行った。これらの改革は、「女性研究支援モデル育成支援事業」の本学プログラム「次世代に繋ぐ女性研究者サポート連鎖の形成」の実施中に行ったアンケート調査や、研究支援員制度利用者へのアンケート調査などに基づいて立案された。

改革の骨子：

- ① 支援対象者を男性の研究者にも広げる。
(なお、文系の研究者については、「女性研究支援モデル育成支援事業」実施期間（平成 19 年度～21 年度）中は同事業経費ではなく別途大学独自財源で対応していたが、平成 22 年度以降は、男性研究者・文系研究者ともに大学独自財源で支援することとなった。)
- ② 支援期間を 1 年単位とする（研究支援員制度利用者、研究支援員とも）。
- ③ 利用者選考の基準を明確にし、公開する。

これらの方針に基づき、新しい運用規定を策定し、平成 22 年度募集分から適用した。

その後、状況に対応して運用規定を 4 回にわたり改正してきた。改正の時期と内容は以下のとおりである。

平成 22 年 7 月には、研究補助員の 1 期を 1 年から半年に変更した。平成 22 年度当初から支援期間を 1 年単位としたが、これは制度利用者から「半年ごとの審査では安定した研究計画が立てられないし、支援員にとっても身分が不安定で良くない。」との意見が多く寄せられたことを勘案したものであった。しかし実施してみると、研究支援員のうち研究補助員はほとんどが学生であり、年度前期と後期とで授業受講状況や論文作成等の事情がかなり異なることが分かったため、研究補助員については半年単位に戻すことにした。また、研究支援員制度利用者、研究支援員の採用決定者を、多様な人材活用推進本部から男女共同参画推進オフィスに変更し、運営の効率化を図った。また、規定の文言整理を併せて行った。

平成 23 年 1 月には、研究支援員制度による支援期間中に長期にわたる出張や留学等を行った場合には、当該期間中が制度の利用対象とならない旨の規定を追加した。

平成 23 年 6 月には、本制度の利用申請・応募の資格として、本制度による支援が通算 5 年以内の者とし、選考に当たっては、本制度による支援が通算 3 年以内の者を優先する旨

の規定等を追加した。また、運用規定の文言の整理を行った。

平成 24 年 1 月には、選考に当たっての面接を省略できる場合の規定を追加した。具体的には、継続利用申請時における制度利用者及び研究支援員（当該制度利用者の直近の研究支援員と同一の者である場合に限る。）の面接を省略できるとするものである。

これらの改正を経た現在の運用規定（平成 23 年 1 月現在）は以下の通りである。なお、運用規定の内容について一層の整備を行う趣旨から、従来の運用規定に替えて「大阪大学研究支援員制度実施要項」を策定中であり、平成 24 年度から施行する予定である。

大阪大学「研究支援員制度」に係る運用について

1. 趣旨

本制度は、平成19年度に採択された文部科学省科学技術振興調整費女性研究者支援モデル育成プログラム「次世代に繋ぐ女性研究者サポート連鎖の形成」における女性研究者と次世代の研究者をともに育てる制度である「研究支援員制度」の理念を継承するとともに、その支援対象を文系及び男性研究者にも拡大するものである。

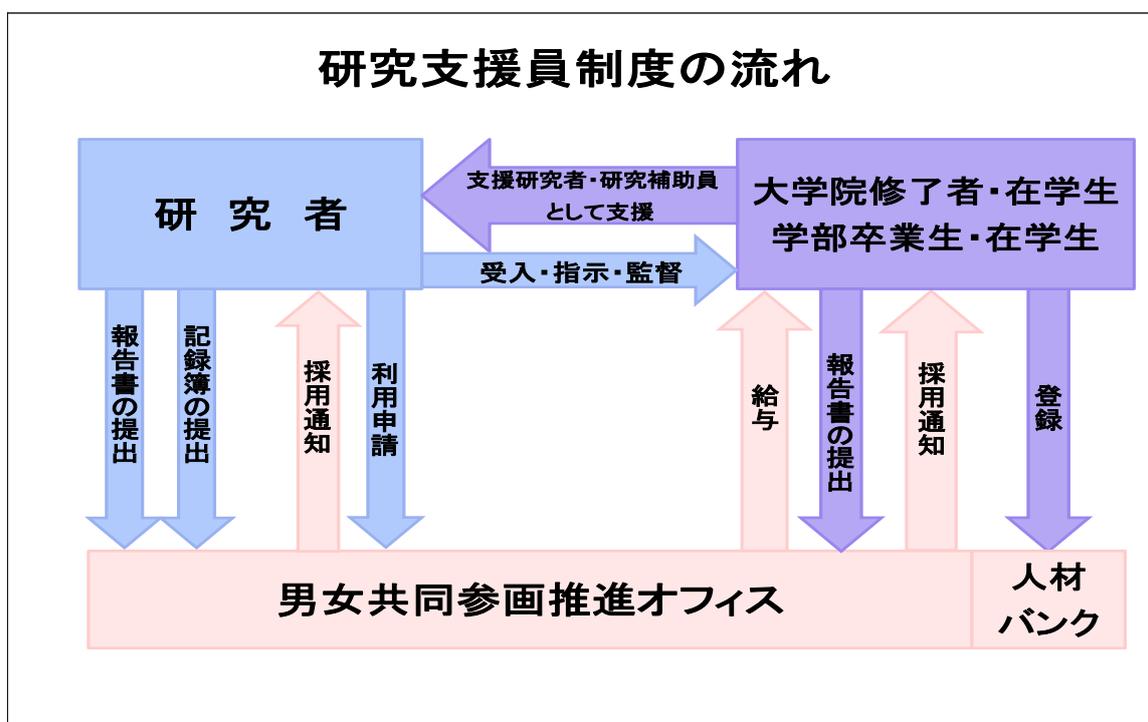
2. 目的

本学研究者が出産・育児・介護等を理由に研究を断念することなくキャリア形成を継続するために、大学院修了者・在学生や学部卒業生・在学生を「研究支援員」（支援研究者・研究補助員）として雇用・配置し、上記理由により研究継続に困難を感じている研究者の研究を支援する。

また、次世代人材育成のために、雇用される「研究支援員」には、キャリア継続や身近なロールモデルとの交流の機会を提供し、メンターによる訓練(OJT)及び啓発を行う。

これにより、大阪大学独自の“次世代に繋ぐ研究者サポート連鎖”を形成する。

3. 研究支援員制度の流れ



1) 研究支援員制度利用を申請する研究者（以下、「利用申請者」（採択後は「利用者」）という。）

(1) 申請

多様な人材活用推進本部（以下、「本部」という。）のホームページ内に記載した提出書類（利用申請書、略歴書等）に必要事項を記入の上、男女共同参画推進オフィス（以下「オフィス」という。）に申請する。あらかじめ研究支援員候補がいる場合には、当人が研究支援人材バンク（以下、「人材バンク」という。）に登録する。

(2) 採択

「オフィス」は、下記の基準により書類及び面接による選考を行い、「研究支援員」の種別・時間数等をコーディネートした上で、「利用申請者」に結果を通知し、「研究支援員」を雇用する。

(3) 受入

「研究支援員」を受け入れ、研究支援を受けるとともに、メンターとして業務内容の指示・監督を行う。

(4) 記録（毎月）

下記の方法で「研究支援員」の勤務時間等記録簿を提出すること。「オフィス」は、勤務時間等記録簿に基づき、勤務内容の確認を行う。

(5) 報告

期間終了時に報告書を「オフィス」に提出する。

* 「利用者」 選考の基準

- ・ 出産、育児、介護等で研究時間が十分に確保できない状況にあり、研究支援の必要性や重要性が高く、支援による効果が見込まれること。
- ・ 「研究支援員」の活動内容が具体的であり、サポート連鎖の効果が見込まれること。
- ・ 「研究支援員」候補のいる申請者から優先的に採択されることはない。

* 勤務時間等記録簿の提出

- ・ 「利用者」は、毎月「研究支援員」の勤務時間等記録簿に必要事項を記入の上、月末の締め切り期日を厳守し、「オフィス」に提出する。

2) 研究を支援する大学院修了者・在学生及び学部の卒業生・在学生

①登録

「本部」ホームページ内の登録申請書により、大学院修了者・修了見込者は「支援研究者」、大学院在学生及び学部卒業生・在学生は「研究補助員」として「オフィス」にメールで申請し、登録すること。登録後、「オフィス」から、メールで登録番号を交付する。

②採用

「オフィス」において、利用申請者の利用計画及び研究分野等に鑑み、「人材バンク」登録者の中から、下記の基準により、登録内容及び面接による選考を行い、採用者とその雇用時間数等を決定する。採用通知を受けた「研究支援員」は、別途雇用関係書類を「オフィス」に提出することによって、雇用・配置される。

③支援

利用者の指示・監督のもとで、研究支援を行う。

④給与

給与は月単位にまとめて翌月17日に支給される。

⑤報告

期間終了時に報告書を「オフィス」に提出する。

* 「研究支援員」 選考の基準

- ・ 「人材バンク」に登録しており、「利用者」と同じ研究分野又は関連分野の者で、サポート連鎖の効果が見込まれること。
- ・ 在学生においては、履修登録科目と重複しない時間帯であり、その本分に支障が

ないこと。

- ・ 大学院修了見込者は、雇用時に修了していること。

3) 留意事項

- ・ 「研究支援員」が支援できる業務は「利用者」の研究に限定され、申請した支援業務内容以外の業務に従事することはできない。
- ・ 次世代育成も見据えた本プログラムの趣旨から、「利用者」は「研究支援員」の業務内容等を指示・監督するとともに、「研究支援員」のキャリア形成に配慮し、ロールモデルやメンターとして啓発に努めなければならない。
- ・ 原則として「利用者」が監督できる業務内容及び時間とする。
- ・ 1期（「支援研究者」は1年、「研究補助員」は半年）を超えて継続利用申請を認めることがある。提出された継続利用申請書を基に、「オフィス」において決定する。

なお、継続利用申請時における「利用者」及び「研究支援員」（当該「利用者」の直近の「研究支援員」と同一の者である場合に限る。）の面接は、省略することができるものとする。

- ・ 年度途中で追加募集することがある。その場合は、本部ホームページ等で通知する。
- ・ 登録番号は、登録内容の修正連絡、「オフィス」への問い合わせ等で使用するので、控えておくこと。

4. 実施部署

研究支援員制度の運用に伴う以下の業務を「オフィス」において行う。

- 1) 制度利用の募集、選考、コーディネート
- 2) 「研究支援員」の雇用・配置、勤務内容の確認、給与支払手続き
- 3) 「利用者」及び「研究支援員」から提出された報告書に基づく効果の検証
- 4) 「人材バンク」の管理

5. 利用申請・応募の資格

1) 利用申請者

以下の①から③を全て満たす者

- ①「本学」の教員、研究員で、出産・育児・介護等によって十分な研究の時間が確保しにくく、「研究支援員」の支援を必要とする者
(非常勤の教員、研究員を含む。性別を問わない。)

*「出産」とは、母子手帳の取得をもって申請対象とする。

- *「育児」とは、小学校6年生までの子どもがいる場合とする。
- *「介護」とは、市町村から要介護の認定を受けている父母がいる場合とする。
- *その他、特に支援の必要があると認められる場合。

- ②研究支援員の雇用経費について他の資金による代替の可能性が低い者
- ③本制度による支援が通算5年以内の者（選考に当たっては、本制度による支援が通算3年以内の者を優先する。）

- ・産休・育休中は、「研究支援員」を監督することができないため、本制度の利用の対象にはならない。
- ・本制度による支援期間中に長期にわたる出張や留学等を行った場合は、本制度利用申請の資格に鑑み、当該出張等の期間は、特段の事情がない限り、本制度の利用の対象にはならない。
- ・大学院に在学する者は、研究員の身分を持っている場合でも、本制度の利用の対象にはならない。

2) 研究支援員

大学院修了者及び在学生、学部の卒業生及び本学在学生で、「人材バンク」登録者

- ・「支援研究者」の出身大学・大学院は問わない。
- ・国立大学法人大阪大学非常勤職員（短時間勤務職員）就業規則及び非常勤職員（短時間教育研究等職員）就業規則（以下、「就業規則」という。）上、「研究支援員」は、大阪大学内の他の特任研究員等として兼任できない（大阪大学内で2つ以上の雇用契約を結ぶことはできないため）。
- ・「就業規則」により、既に定年退職した者、又は65歳（平成25年3月31日までは64歳）を超えた者は採用できない。
- ・学部の4年生、大学院在学生の「研究補助員」としての採用については、(1)「利用者」と同じ研究室に所属していないこと、(2)卒業論文・修士論文・博士論文の作成に差し支えないこと、の2つの条件を満たしていること。

6. 研究支援員の処遇等

1) 研究支援員の職名

「支援研究者」又は「研究補助員」の2種の雇用を行う。

- ・「支援研究者」
特任研究員（週30時間以内、非常勤）として雇用する大学院修了者
- ・「研究補助員」

技術補佐員（週10時間以内、非常勤）として雇用する大学院在學生、学部卒業生・在學生

2) 研究支援員の時給

「支援研究者」は、下記の時給単価を上限とする。

（大学院後期課程修了者）30時間以内/週 時給2,326円（非常勤職員 Lランク）

（大学院前期課程修了者）30時間以内/週 時給2,132円（非常勤職員 Mランク）

「研究補助員」は、下記の時給単価を上限とする。

（大学院在學生、学部卒業生・在學生）10時間以内/週 時給1,062円（非常勤職員 C-3）

3) 勤務管理及び給与支払いについて

「オフィス」は、「利用者」が毎月末に提出する勤務時間等記録簿を確認した上で、「研究支援員」の給与を翌月17日に支払う。

4) 研究支援人材バンク

「オフィス」内に「人材バンク」を置き、「研究支援員」の申請を随時受け付ける。

「人材バンク」登録者の中から、登録内容及び面接による選考、コーディネートを経て、「研究支援員」を採用する。採用された「研究支援員」には、利用計画及び業務内容に応じた雇用・配置を行う。

在學生は、本分に支障のないよう雇用するが、あらかじめ指導教員に相談の上、応募すること。大学院修了予定者は、雇用時には修了していること。

7. 制度の運用についての留意事項

1) 「利用申請者」は、所属する研究室内の教員とも十分相談の上、申請すること。

2) 書式等については、「本部」ホームページから入手し、申請を行い、所定の期日及び書式を必ず守ること。

3) 選考の過程又は採択時に、別途資料の作成・提出を要請することがある。

4) 申請書等の個人情報は、研究支援員制度の選考時のみに使用する。

5) 利用申請書等の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに「オフィス」へ連絡すること。

6) 「人材バンク」に登録された内容に変更が生じた場合、速やかに「オフィス」へ連絡すること。

7) 問題が生じた場合には、速やかに「オフィス」に報告又は相談し、その指示に従うこと。

8) 不適切な制度利用があった場合には、運用を中止することがある。

大阪大学 多様な人材活用推進本部

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/diversity>

大阪大学 男女共同参画推進オフィス

場所：吹田地区本部福利棟内(レストラン匠の2階北側)

電話：06-6879-4405 内線 (4405, 9573)

FAX：06-6879-4406

E-mail:geoffice@office.osaka-u.ac.jp

(運用規定終わり)

利用申請者の審査基準を明確化するために、以下のような評価ポイント表を作成し、平成 22 年 1 月に多様な人材活用推進委員会ホームページに公開した（平成 22 年度から平成 23 年度までは、多様な人材活用推進本部ホームページで公開）。平成 22 年度から申請者は、申請書以外にこの表にも記入して申請することとなった。

研究支援必要度 評価項目

氏名 _____

1. 生活面

<家庭状況（必須）>

申請者の状況	障害者手帳保有*1	治療中*2	健康
配偶者等	なし	別居（単身赴任含む）	同居
配偶者等の状況	入院中*2	自宅療養中*2	健康

① <育児> 子供がいる場合に記入

子の状況	(続柄)	就学前*3	小学生*3	中学生以上
子の状況	(続柄)	就学前*3	小学生*3	中学生以上
子の状況	(続柄)	就学前*3	小学生*3	中学生以上
主たる育児者		申請者	分担	配偶者・親など
配偶者等を含む他者からの育児支援		なし	時々あり	あり

② <介護> 対象者がいる場合に記入

対象者の状況	(続柄)	要介護*4	要支援*4	施設等入院中
対象者の状況	(続柄)	要介護*4	要支援*4	施設等入院中
主たる介護者		申請者	分担	配偶者その他
配偶者等を含む他者からの介護支援		なし	時々あり	あり

2. 研究面

研究費	(名称)	研究代表者*5	研究分担者*5	連携研究者
研究費	(名称)	研究代表者*5	研究分担者*5	連携研究者
自費或は研究費による補助員の雇用			不可	可能

研究費名称：科学研究費補助金若手A、民間からの受託研究 等

○継続課題、◎申請中のものに区分して印をつけ、行は適宜追加してください

3. その他特記事項（記述式）

該当する場合は、下記書類を提出すること。

*1 障害者手帳の写し

*2 入院や疾病状況を証明、あるいは説明できるもの（診療費の領収書等）

*3 ※新規申請で該当する場合

出産：母子健康手帳若しくは妊娠届の写し

育児：子どもの年齢を証明できるもの（健康保険証、住民票の写し等）

*4 介護：市町村による要介護若しくは要支援の認定を証明できるもの（介護保険被保険者証の写し等）

*5 競争的資金等交付のための申請書の概要及び採択通知

研究支援員制度については、以上のほかにも運用の改善に引き続き努めてきている。

募集方法については、平成 22 年度からは、それまでの募集方法に加えて、O + P U S における募集も開始した。

平成 23 年度からは、新規に採用される研究支援員の全員に対し、研究支援員制度の趣旨の説明や質疑等を通じて、研究支援員の役割や心得を理解してもらい、意識啓発を図るため、「研究支援員ガイダンス」を実施している。

平成 24 年度以降については、さらに支援する側であった研究支援員が、研究者を目指す「連鎖」ができていないか検証するなどの改善を図ることとしている。

なお、平成 22 年度・23 年度の利用状況については、研究支援員制度を開始した平成 19 年度～21 年度の状況と併せ、「次世代に繋ぐ女性研究者サポート連鎖の形成」の事業活動（平成 19 年度～平成 21 年度）の研究支援員制度にまとめて掲載している。

平成24年度「研究支援員制度」利用者 募集

研究支援を希望する研究者を募集します。

「研究支援員制度」は、出産・育児・介護で研究時間が確保しにくい研究者の方々を支援するため、研究支援員制度（平成24年度支援研究者及び平成24年度前期研究補助員）の利用者を募集します。
支援を受けたい研究者の方はご応募ください。
男性の研究者・文系の研究者の方々もご利用できます。

【対象】 出産・育児・介護で研究時間が確保しにくい研究者で、次世代人材育成に関心のある方

【支援内容】 大学院修了者を「支援研究者」、大学院在学学生、学部卒業生・在学生を「研究補助員」として雇用、配置します。

【支援期間】 平成24年4月1日～平成25年3月31日（支援研究者）
平成24年4月1日～平成24年9月30日（研究補助員）

【募集期間】 平成24年1月10日（火）～1月 31日（火）
【期日厳守】

詳細は「大阪大学多様な人材活用推進本部」HPをご覧ください。

＜お申込み先・お問い合わせ先＞
大阪大学 男女共同参画推進オフィス
場所：吹田地区本館南階厚生施設（レストラン2階）
Tel 06-6879-4405
Fax 06-6879-4406
e-mail gsoffice@office.osaka-u.ac.jp

平成24年度「研究支援員制度」研究支援員 募集

研究者を支援する方を求めます。

「研究支援員制度」は、出産・育児・介護で研究時間が確保しにくい研究者を支援するため、研究支援員を雇用するものです。研究者の研究の実践を体験し、ロールモデルと身近に感じることができ、自らのキャリアや研究に活かすことができます。研究者に対する研究支援を行う研究支援員（平成24年度支援研究者及び平成24年度前期研究補助員）の登録を募集します。

【支援研究者（対象：大学院修了者）】
【条件】 大学院前期課程修了者 週30時間以内 時給2,132円
大学院後期課程修了者 週30時間以内 時給2,326円
【支援期間】 平成24年4月1日～平成25年3月31日

【研究補助員（対象：大学院在学学生、学部卒業生・在学生）】
【条件】 週10時間以内 時給1,062円
【支援期間】 平成24年4月1日～平成24年9月30日

* 研究支援員になりたい方は、「研究支援員制度人材バンク」に登録申請を行ってください。登録は、随時受け付けています。

詳細は、KOANまたは「大阪大学多様な人材活用推進本部」HPをご覧ください。

＜お申込み先・お問い合わせ先＞
大阪大学 男女共同参画推進オフィス
場所：吹田地区本館南階厚生施設（レストラン2階）
Tel 06-6879-4405
Fax 06-6879-4406
e-mail gsoffice@office.osaka-u.ac.jp

平成24年度「研究支援員制度」利用者募集

出産・育児・介護で研究時間の確保に悩みの研究者の方へ…

大阪大学 男女共同参画推進オフィス

平成24年度「研究支援員制度」研究支援員募集

平成24年度「研究支援員制度」で研究者の支援を試みませんか？

大阪大学 男女共同参画推進オフィス

大阪大学研究支援員制度

